

令和8年度保育施設等入園申込み案内

〔申込み期間〕 令和7年12月1日(月)から 令和8年1月8日(木)まで {期限厳守}

〔申込み先〕 役場福祉課又は各支所地域生活係まで

〔目的〕 保育園は、原則として就労などのため家庭で保育ができない保護者に代わって保育する施設です。

〔町内保育園〕

〔受入年齢〕 0歳児（生後3ヶ月程度）～5歳児

施設名		所在地	電話番号	開所時間	定員
公立	琴丘保育園	鹿渡字東小瀬川43-1の内	87-3303	7:00～18:00	110
公立	山本保育園	森岳字御休下227	83-2247	7:00～18:00	120
私立	三種たつのこ保育園	鶴川字西本田63	85-3670	7:00～18:00	70

〔令和8年度〕受入年齢について

受入年齢は入園児の生年月日からご確認ください。

【5歳児】令和2年4月2日～令和3年4月1日 【2歳児】令和5年4月2日～令和6年4月1日

【4歳児】令和3年4月2日～令和4年4月1日 【1歳児】令和6年4月2日～令和7年4月1日

【3歳児】令和4年4月2日～令和5年4月1日 【0歳児】令和7年4月2日以降

〔入園決定〕 町が提出書類をもとに利用施設を調整・決定します。第1希望に入所枠が無い場合、第2・第3希望で入所調整を行います。入園の可否については、2月中旬頃に通知します。

※申込みが多い場合は、入園できることや実施期間のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

[提出書類]

入園申込の際は、次の書類を添えてご提出ください。

1. 入園申込書（入園希望1人につき1部作成 2人の場合は2部）

2. 添付書類（保育園を希望する方）

① 家庭で保育ができないことを証明する書類

1) 就労（月48時間以上）…… 就労証明書（証明書に勤務先から記入してもらってください。自営業・農業従事者の方は事業主（本人の場合は本人）が記入してください。育児休業中の場合も就労証明書を提出してください。）

※就労証明書は三種町ホームページからダウンロードすることができます。

※以下の2)～7)に該当する場合は、申立書の該当箇所に必要事項を記入し、必要に応じて下記の書類を添付してください。

- 2) 妊娠・出産 …………… 母子健康手帳の写し（※表紙及び出産予定日が記載されているページ）
- 3) 疾病・障害 …………… 診断書、障害者手帳、療育手帳の写し
- 4) 家族の介護 …………… 診断書
- 5) 災害復旧 …………… 罹災証明書
- 6) 求職活動 …………… ハローワーク登録証の写し等
- 7) 就学 …………… 在学証明書

◎提出資料を元に、保育の必要量を認定します。

・保育標準時間……最長11時間（午前7時～午後6時）

・保育短時間……最長8時間（午前8時～午後4時）

〔保育標準時間認定〕要件 ▶ 就労、就学、介護・看護等で、月120時間以上

〔保育短時間認定〕要件 ▶ 求職活動、就労等で、月48～120時間未満

② 令和8年1月1日時点で三種町に住所がない父母等（単身赴任等の方を含む。）の場合は、令和7年度市町村民税課税証明書

※個人番号（マイナンバー）の記載があるときは課税証明書の提出を省略できます。

③ 延長保育利用申込書（公立・私立保育園）

・ 延長希望で保育標準時間認定となる方のみ。午後7時まで延長できます。

・ 延長保育は、勤務・通勤時間などの都合により通常の保育時間内（午後6時まで）に迎えに来ることが困難な保護者が利用するための制度です。申込みをされた方でも保育時間内に迎えが可能なときは、早めの迎えを心掛けてください。

※ 2人以上入園する家庭は、就労証明書・申立書・課税証明書は1部で結構です。

3. 記入上の注意

入園申込書は、入園決定後に保育台帳として使用するので、記入例を参照し、漏れのないようご記入ください。（裏面1か所の押印を忘れずにお願いします。）

4. その他

町外の保育施設等を利用したい方、現在妊娠中の方で産休明け後に保育が必要な方、その他手続き等不明な点は、役場福祉課（TEL85-4836）までお問い合わせください。